

大阪市職員採用試験の広報用ポスター公募にかかる賞金及び報償金の基準について

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市職員採用試験の広報用ポスターを作製するにあたり、広く優れたデザインの作品を公募するために賞金を支出するための基準を定めるとともに、専門的な知識経験に基づき採用する作品を選定する者（以下、「選定委員」という。）を委嘱するための報償金の基準について定めるものとする。ただし、他の規程等により報酬等が支給される場合は除く。

(賞金)

第2条 採用作品を提出した者に支給できる賞金の額は、次の額とする。

金 50,000 円

(報償金の額)

第3条 選定委員に支給できる報償金の額は、次の額とする。

専門的な知識経験を有する者 日額 14,200 円

(交通費相当)

第4条 選定にかかる会合に出席するため、交通機関を利用してその運賃を負担した選定委員については、その費用を支給することができる。ただし、その額は、実際に利用した経路及び方法にかかわらず、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出するものとする。

(その他)

第5条 この基準の実施に関し必要な事項は、別に大阪市行政委員会事務局長が定める。

附 則

この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。